個人情報ファイルの名称	下水道使用料賦課徴収ファイル	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 上下水道部 下水道課	
個人情報ファイルの利用 目的	下水道使用料の賦課及び徴収	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号	
記録範囲	公共下水道使用者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等		

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	下水道事業受益者負担金情報ファイル	
	本庄市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 上下水道部 下水道課	
個人情報ファイルの利用 目的	都市計画下水道事業受益者負担金条例の規定に基 づき、受益者負担金賦課及び徴収、管理を行ってい る。	
記録項目	1氏名、2住所、3資産の状況、4口座番号	
記録範囲	公共下水道の受益者	
記録情報の収集方法	他の官公庁 (法令等に定めがある)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	_	

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

一		
個人情報ファイルの名称	本庄市指定下水道工事店登録情報ファイル	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 上下水道部 下水道課	
個人情報ファイルの利用 目的	排水設備工事施工水準の維持のため、排水設備工事 に関する技能を有する事業者を登録し、工事の施工 を登録事業者に許可する。	
記録項目	1氏名(事業者名)、2住所、3電話番号	
記録範囲	排水設備工事店登録申請者及びその従業員	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等		

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	R例個人情報ファイル海 本庄市排水設備工事責任技術者名簿	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 上下水道部 下水道課	
個人情報ファイルの利用 目的	宅内排水設備工事に関する技能を有する者を登録 し、責任技術者証を交付。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日等、4住所、5電話番号、6資格、7所属工事店(勤務先)	
記録範囲	宅内排水設備工事責任技術者登録申請者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等		

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	本庄市排水設備工事リスト		
行政機関等の名称	本庄市長		
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 上下水道部 下水道課		
個人情報ファイルの利用目的	宅内排水設備工事申請・完了に関する事項を登録 し、管理する。		
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号		
記録範囲	宅内排水設備工事申請者		
記録情報の収集方法	本人		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び正在地	(名 称) 本庄市 総務部 行政管理課		
織の名称及び所在地	(所在地) 〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号		

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル☑有 □無	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	取付管申請状況ファイル		
行政機関等の名称	本庄市長		
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 上下水道部 下水道課		
個人情報ファイルの利用 目的	取付管新設等許可申請の管理		
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号		
記録範囲	取付管新設等許可申請者		
記録情報の収集方法	本人		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号		
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等			

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル□有 ☑無	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	建築開発工事リストファイル	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 上下水道部 下水道課	
個人情報ファイルの利用 目的	宅内排水の排水先等の確認	
記録項目	1氏名、2住所	
記録範囲	建築主	
記録情報の収集方法	市の機関内(本人の同意がある)	
要配慮個人情報が含まれ	本土 お1、	
るときは、その旨	含まない	
るときは、その旨 記録情報の経常的提供先	古まない一	
	一 (名 称) 本庄市 総務部 行政管理課	

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル□有 ☑無	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	企業会計個人番号ファイル
行政機関等の名称	本庄市長
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 上下水道部 下水道課
個人情報ファイルの利用 目的	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、源泉徴収票、給与支払報告書及び支払調書の会計課への提出事務を行う。
記録項目	1個人番号、2氏名、3生年月日等、4住所
記録範囲	源泉徴収票、給与支払報告書及び支払調書提出該当 者
記録情報の収集方法	本人
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当 するファイル □有 □無	☑法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	衆例個人情報ファイル海 農業集落排水処理施設使用料賦課徴収ファイル	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 上下水道部 下水道課	
個人情報ファイルの利用 目的	農業集落排水処理施設使用料の賦課及び徴収	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4口座番号、5使用 人数	
記録範囲	農業集落排水処理施設使用者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)本庄市 総務部 行政管理課 (所在地)〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等		

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル□有 ☑無	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
備考		

	四八月取ノノイル傳	
個人情報ファイルの名称	農業集落排水事業同意者名簿、受益者分担金徴収簿	
行政機関等の名称	本庄市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市長部局 上下水道部 下水道課	
個人情報ファイルの利用 目的	農業集落排水事業区域内事業同意者名簿および分担金徴収簿	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4課税・納税	
	農業集落排水事業区域内住民等であり、事業に同意 した者	
記録範囲		
記録範囲 記録情報の収集方法		
	した者	
記録情報の収集方法 要配慮個人情報が含まれ	本人	
記録情報の収集方法 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	本人	

個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル□有 ☑無	□法第60条第2項 第2号 (マニュアル処理フ ァイル)
備考		